

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	外 (愛東外町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

40年前より営農組合により耕作地を守ってきて、5年前より営農法人を立ち上げ現在では認定農業者と農事組合法人結いファームとのによりほとんどの耕作地を担っていて2年前より中間管理機構により耕作地の集約集積をし効率的な農作業を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の取り組みを維持する事を集落内にて共有し、米、麦、大豆以外の野菜作物の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持するほか、担い手に中心に集約集積化を継続していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構に貸付けし担い手への集約化を継続していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特に予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状を維持できるように集落内の人材を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--